

高知市耐震改修促進計画

(第2期計画)

平成31年3月

令和8年8月一部改正

高知市

目次

1 計画の基本的事項	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画の目的	3
(3) 計画の位置付け	3
(4) 計画の期間	3
(5) 目標を設定する建築物	4
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路等）	4
2 建築物の耐震化の目標	6
(1) 地震による被害想定	6
(2) 耐震化のこれまでの取組と現状	7
(3) 耐震化の目標	10
3 建築物の耐震化の促進を図るための施策	13
(1) 基本的な取組方針	13
(2) 住宅の耐震化の促進を図るための取組	13
(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための取組	14
(4) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を図るための取組	14
(5) 防災拠点建築物の耐震化を図るための取組	15
(6) 耐震改修促進法による指導・助言	15
(7) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表	15
(8) 県・建築関係団体との連携	15
(9) 自主防災組織等との連携	15
4 地震に対する啓発・知識の普及	16
(1) 地震・津波ハザードマップの公表	16
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	16
(3) 耐震化に関する意識の啓発	16
(4) 地震保険の加入促進	17
(5) 税制優遇措置に関する情報発信	17
5 地震に対する総合的な安全対策	18
(1) ブロック塀等の倒壊防止対策	18
(2) 土砂災害特別警戒区域における土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等への対策	19
(3) 窓ガラス・外壁等の落下防止対策	19
(4) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策	19
(5) エレベーターの閉じ込め等防止対策	19
(6) 家具等の転倒防止対策	19

資料編

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等による窒息死、圧死であったとされている。

同震災による建築物の被害状況について多くの調査・分析によると、昭和56年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満足していない建築物の被害が甚大であることが明らかになった。

このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。

その後、新潟県中越地震（平成16年）、福岡県西方沖地震（平成17年）等、近年各地で大規模な地震が発生し、東海地震、東南海・南海地震等の発生の切迫性が指摘されはじめた。このような状況を受け、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年に耐震改修促進法が改正された。

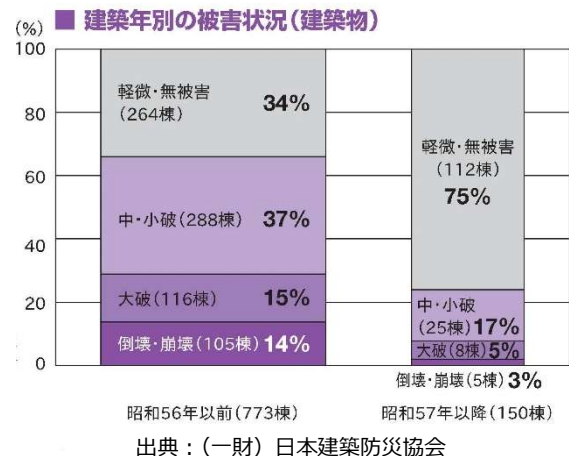
また、平成18年には、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について平成27年までに少なくとも9割とする基本方針が示されている。

その後も大規模な地震による被害は相次いでおり、特に平成23年の東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっており、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、特に南海トラフ地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

しかし、平成20年時点の耐震化率は、住宅が約79%、多数の者が利用する建築物が約80%と推計され、全国的に耐震化が進んでいない状況であった。このことから、建築物の耐震化をこれまで以上に促進するため、平成25年に耐震改修促進法が改正され、令和3年には、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け建築物を、それぞれおおむね解消すること目標とした基本方針が示された。

県では、これらの改正内容を反映した「高知県耐震改修促進計画（第2期計画）」（平成29年12月）を策定しており、本市においても、法の改正・基本方針・県の計画等を踏まえ、耐震化を一層推進するための計画の見直しが必要であることから、高知市耐震改修促進計画の全面改定を行うものである。

※本計画の用語の定義は資料編1による。



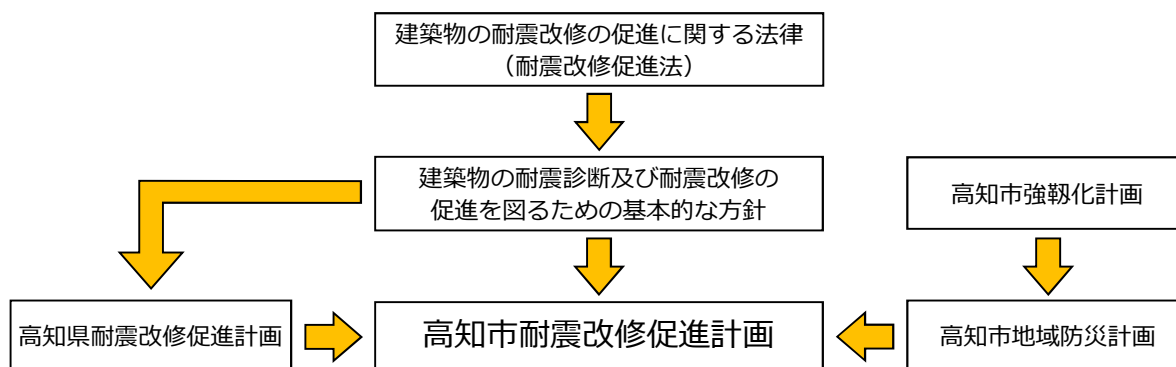
(2) 計画の目的

市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準の建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することにより、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的とする。

(3) 計画の位置付け

高知市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき策定するものであり、耐震改修促進法第 4 条に基づく国の「基本方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）、「高知県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）」、「高知市強靱化計画」及び「高知市地域防災計画」を踏まえることとする。

■図表 1-1 計画の位置付け

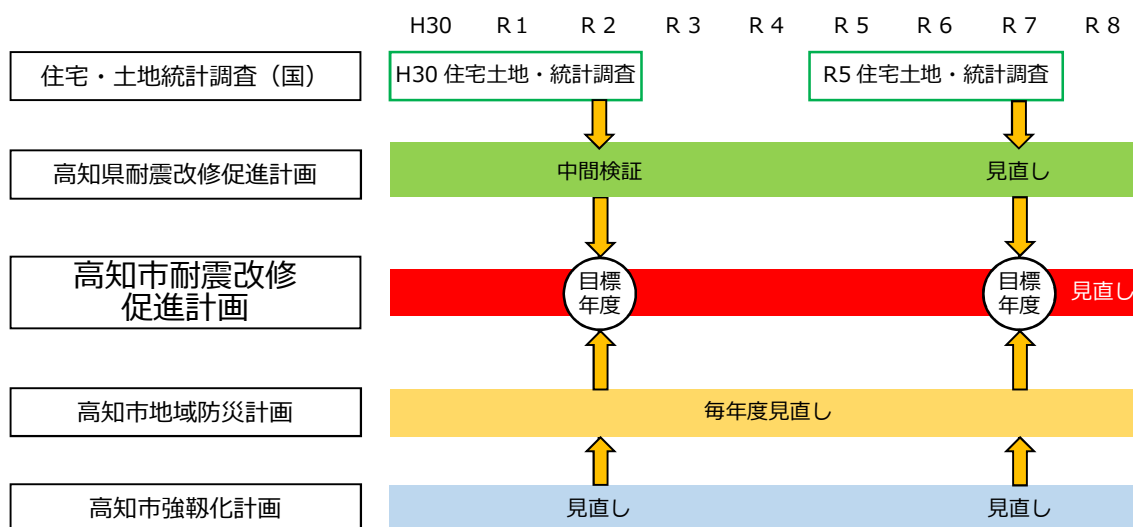


(4) 計画の期間

計画の期間は平成 30 年度から令和 8 年度までとする。

なお、耐震化の目標年度は令和 2・7 年度とし、計画の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行うものとする。

■図表 1-2 計画の期間



(5) 目標を設定する建築物

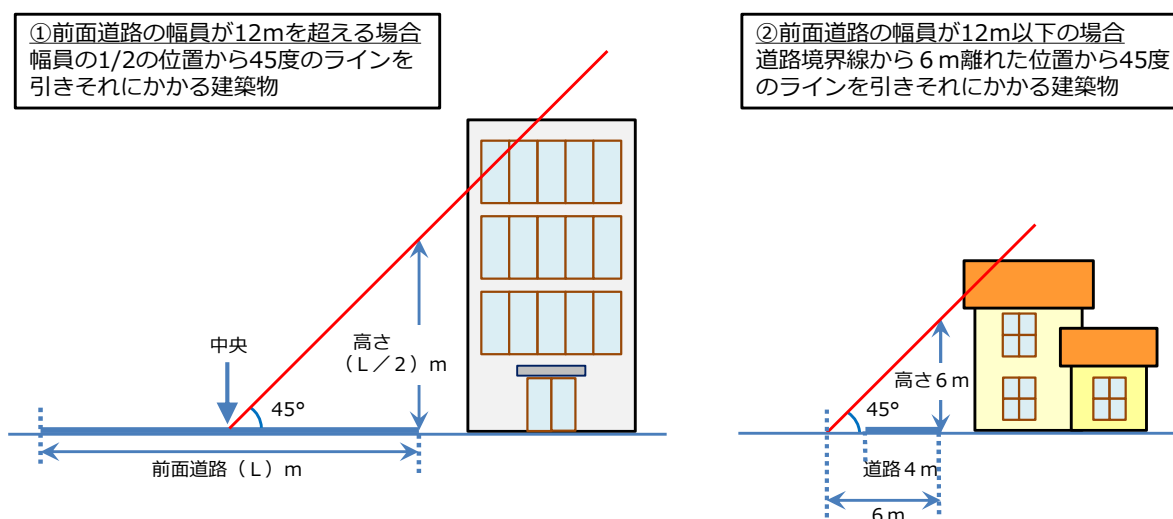
耐震化の目標を設定する建築物は以下のとおりとする。

■図表 1-3 目標を設定する建築物

①住宅	建て方（一戸建て・長屋・共同住宅）、種類（専用・併用）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わず、居住世帯のある住宅全般	
②多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物（資料編2）	
③緊急輸送道路等沿道建築物	特定緊急輸送道路等沿道建築物※	耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号の規定に基づき、県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物
	一般緊急輸送道路等沿道建築物	耐震改修促進法第5条第3項第3号又は第6条第3項第2号の規定に基づき、県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物

※県計画では「避難路沿道建築物」に該当

■図表 1-4 緊急輸送道路等沿道建築物の要件



(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路等）

緊急輸送道路等とは、地震発生直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために通行を確保すべき重要な路線である。市計画では、緊急輸送道路等のうち、沿道の建築物の耐震化が特に必要である道路を「特定緊急輸送道路等」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路等」とする。

緊急輸送道路等は、現在、高知県において特定緊急輸送道路等が指定されている。

■図表 1-5 緊急輸送道路等の種類

区分	内容	指定する道路	
特定緊急輸送道路等	特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断の義務付け及び耐震改修の努力義務がある道路	県指定	下図のとおり (耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号)
		市指定	指定なし (耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号)
一般緊急輸送道路等	一般緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の努力義務がある道路	県指定	指定なし (耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号)
		市指定	指定なし (耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号)

■図表 1-6 緊急輸送道路等



※一覧は資料編 3 参照

2 建築物の耐震化の目標

(1) 地震による被害想定

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海トラフ地震は、100年から150年の間隔で発生すると言われており、国の「地震調査委員会」は、今後30年以内に発生する確率を70～80%（平成30年1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値）と公表した。

このように発生確率が高まっている南海トラフ地震については、高知市地域防災計画において、最大クラスの地震・津波（L2）と発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）の2つの地震を想定し、防災対策を進めることとしている。

地震の揺れによる建物被害及び建物倒壊による人的被害は、建築物の耐震化が進むことによって大幅に減らすことができるとされている。

■図表 2-1 地震による被害想定

○揺れによる建物被害（全壊） 総棟数 130,425 棟

	最大クラスの地震・津波（L2）	発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）
全壊棟数（棟）	現状 32,000 対策後 5,000	現状 8,100 対策後 800

○建物倒壊による人的被害 人口 350,426 人（H17 国勢調査）

	最大クラスの地震・津波（L2）	発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）
死者数（人）	現状 2,100 対策後 270	現状 520 対策後 40
負傷者数（人）	現状 11,000 対策後 3,000	現状 4,900 対策後 670

※【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定」より抜粋

※現状の耐震化率は74%、対策後の耐震化率は100%として想定

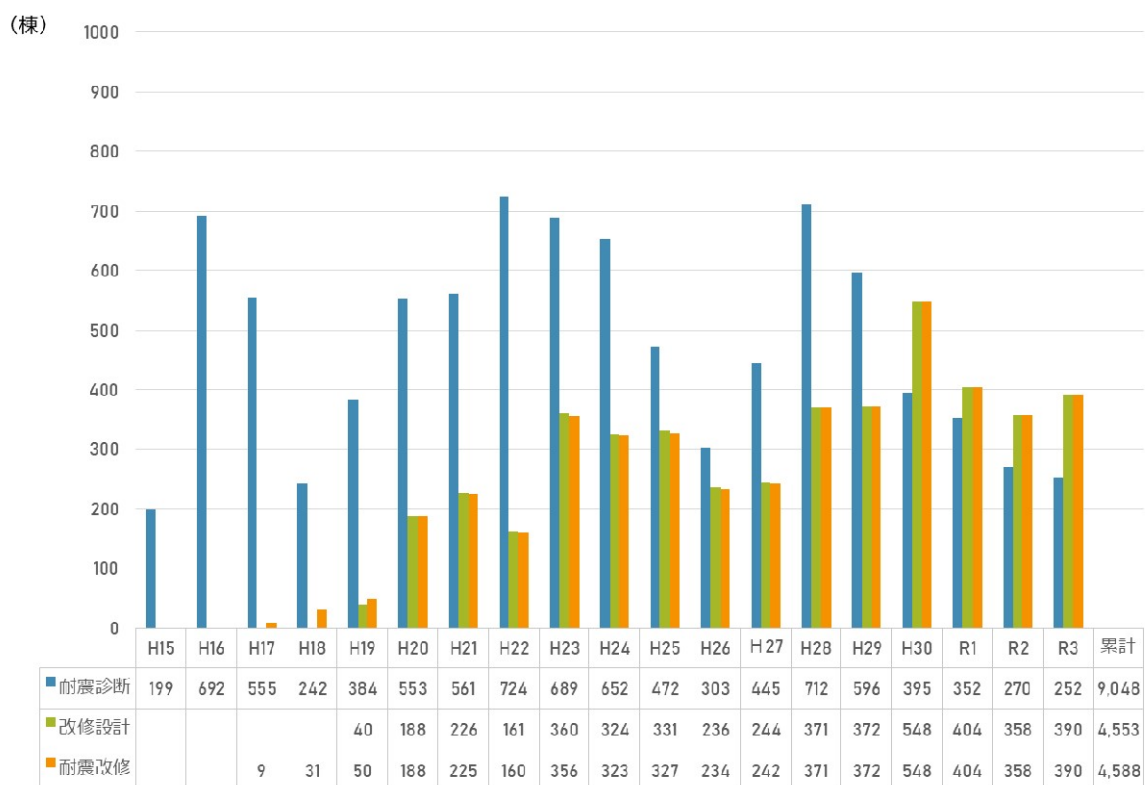
(2) 耐震化のこれまでの取組と現状

①住宅

○これまでの取組

- ▶ 木造住宅約 9,048 棟への耐震診断士の派遣
- ▶ 木造住宅約 4,588 棟の耐震化の助成
- ▶ 耐震診断の無料化（平成 27 年度から）
- ▶ 設計・施工業者に補助金を直接支払う「代理受領制度」の導入（平成 28 年度から）
- ▶ 耐震改修工事費の助成費用の上乗せ（平成 29 年度から）
- ▶ 非木造住宅にかかる耐震改修工事費の助成費用の新設（令和元年度から）
- ▶ 耐震診断を省略し、耐震設計・改修から始める施行方法の追加
- ▶ 戸別訪問による耐震診断をはじめとする耐震化の促進
- ▶ 地域の防災学習会での補助制度の説明
- ▶ ホームページ、パンフレット、広報紙を活用した耐震化の啓発や補助制度等の情報発信

■図表 2-1 住宅の耐震化の補助実績

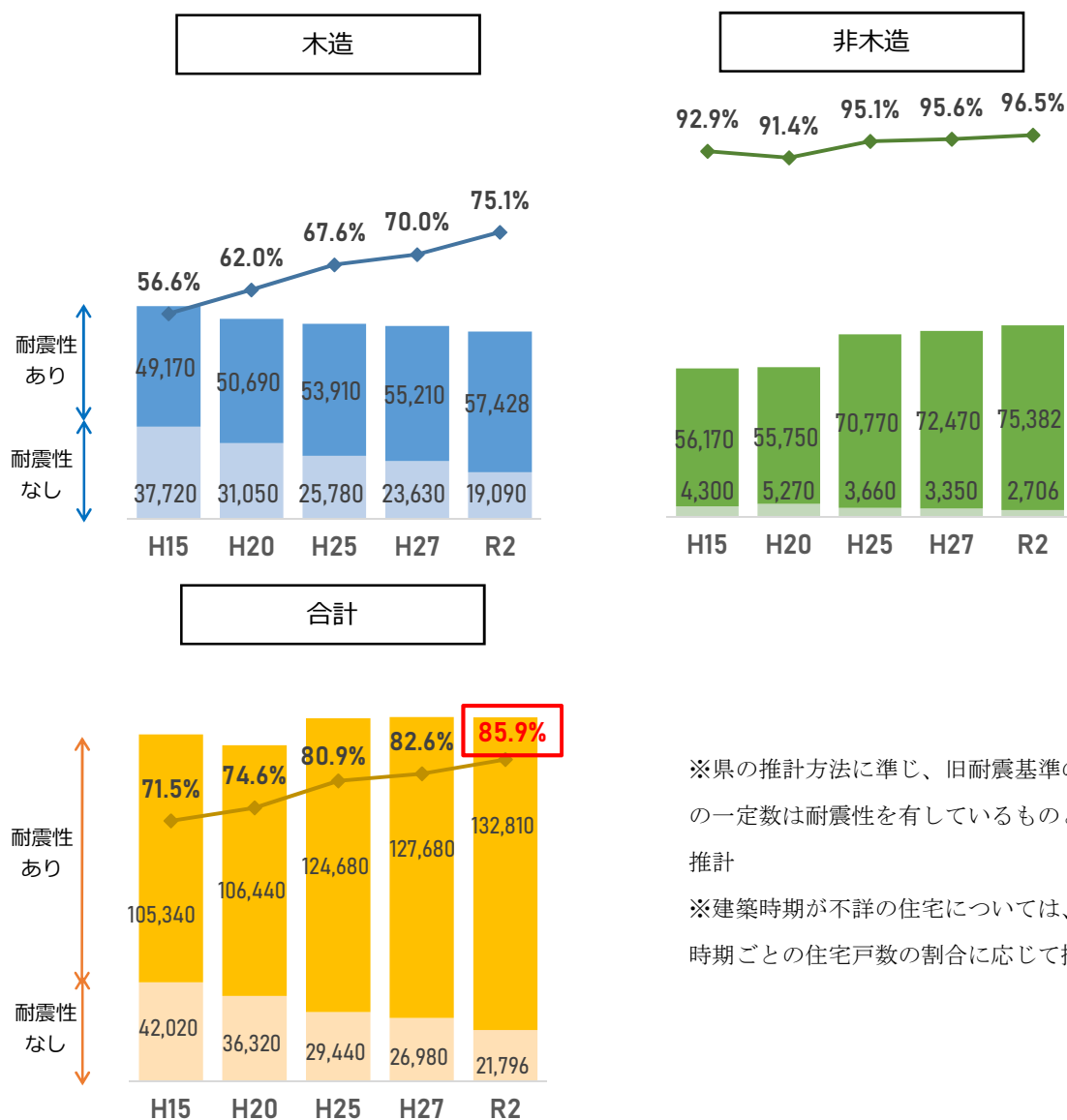


○現状

最新の住宅・土地統計調査（総務省統計局調査）を基に住宅の耐震化率を推計すると **85.9%** であり、平成 27 年調査から 3.3 ポイント上がっているが、第 2 期計画の中間目標からは 1.1 ポイント下回っている。

また、木造住宅の耐震化率は平成 27 年調査から 5.1 ポイント上がっているが、75.1%とまだ低い水準にあり、より一層の耐震化の促進が必要である。

■図表 2-2 住宅の耐震化の推移（住宅戸数、耐震化率）



※県の推計方法に準じ、旧耐震基準の住宅の一定数は耐震性を有しているものとして推計

※建築時期が不詳の住宅については、建築時期ごとの住宅戸数の割合に応じて按分

②多数の者が利用する建築物

○これまでの取組

- ▶ アンケート調査による耐震化の状況把握
- ▶ パンフレットを活用した耐震化の啓発
- ▶ 要緊急安全確認大規模建築物（資料編2）の耐震化の補助制度の整備
- ▶ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表（平成29年1月20日）
- ▶ 市立学校施設の積極的な耐震化（校舎は平成27年度、屋内運動場は平成28年度に耐震化が完了）
- ▶ 高知市消防署再編計画に基づく消防署の耐震化
- ▶ 市立保育所の耐震化（令和3年度に耐震化が完了）
- ▶ 民営保育所への耐震補強等を含む施設整備補助金の交付



学校施設の耐震化事例

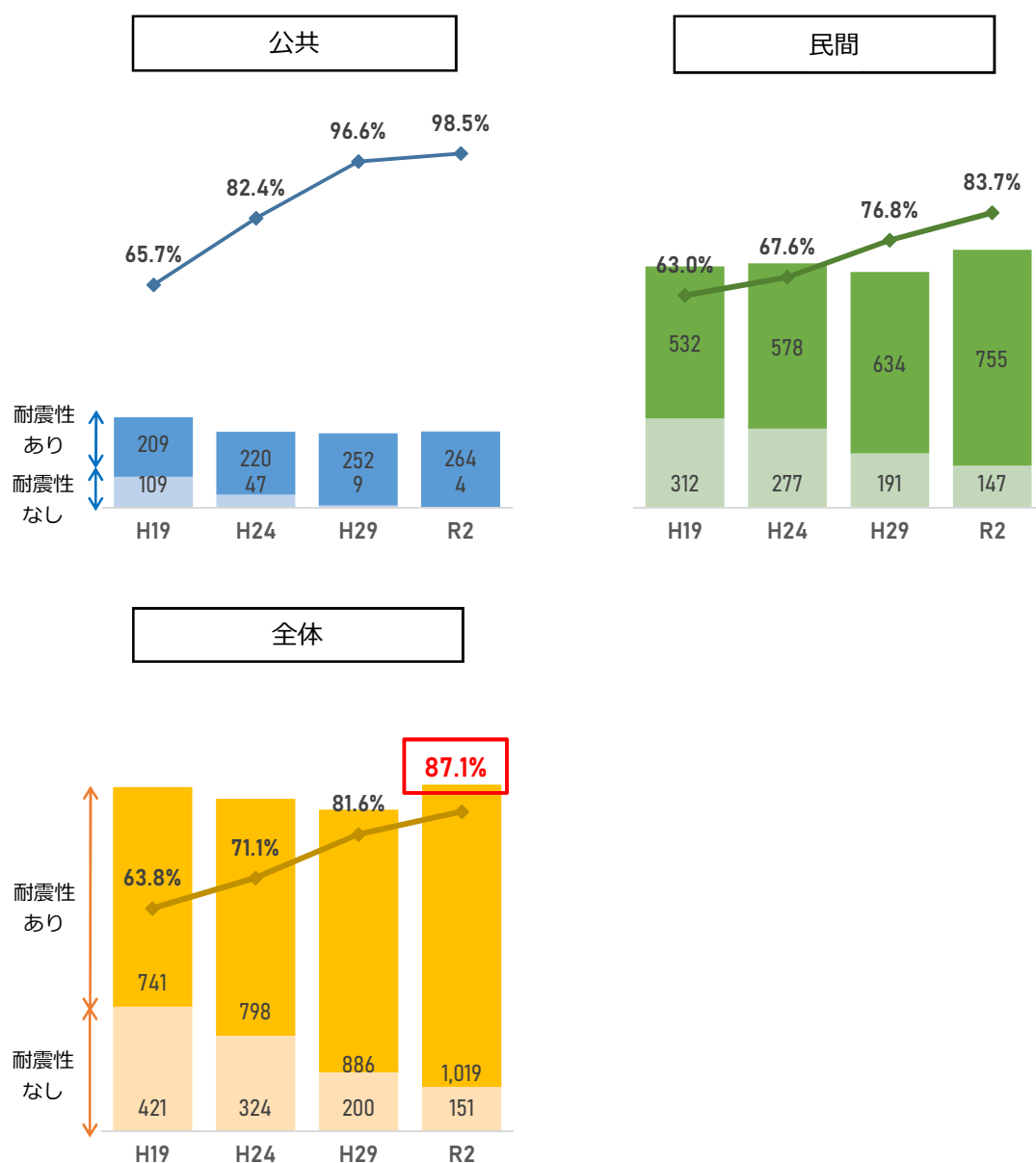
○現状

市内にある多数の者が利用する建築物（国・政府機関・県所有等建築物は除く）の耐震化の状況は、令和2年度末時点で87.1%と推計され、平成29年度から5.5ポイント上がっており、第2期計画の中間目標である87.0%を上回っている状況である。

また、公共施設の耐震化率は98%を超えているが、民間施設の耐震化率は83.7%であり、耐震化が遅れている状況となっている。

なお、多数の者が利用する建築物のうち、耐震化が義務付けされた要緊急安全確認大規模建築物については、対象となる34施設のうち32施設の耐震化が終了しており、残る2施設についても耐震化の実施が予定されている。

■図表 2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の推移（建築物棟数、耐震化率）



③緊急輸送道路等沿道建築物

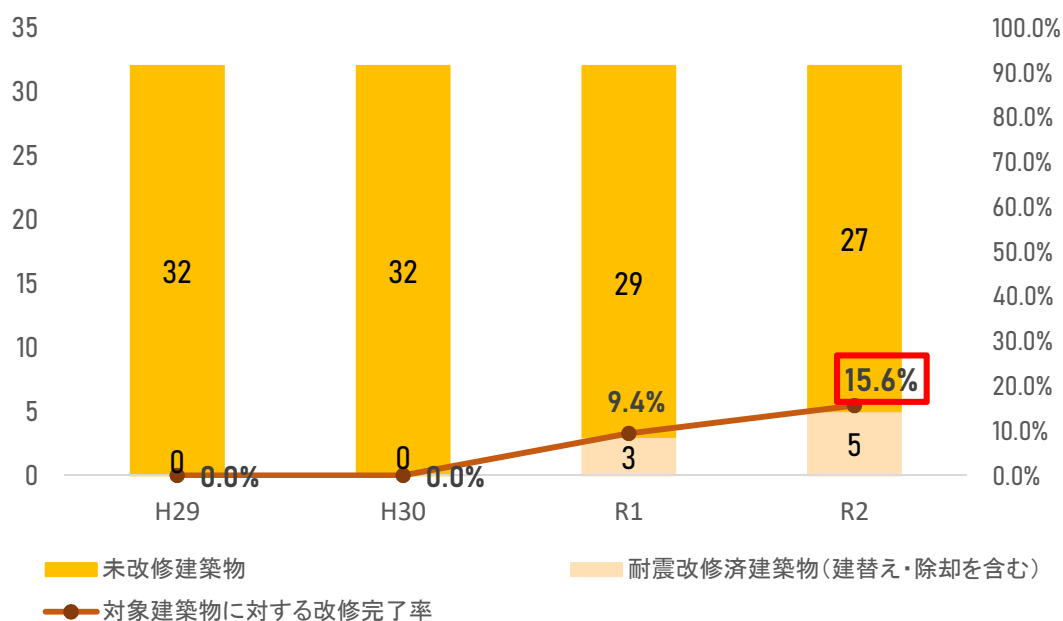
○これまでの取組

- ▶ 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の補助制度の整備
- ▶ 耐震診断の義務化及び補助制度についての県と連携した所有者説明会の実施
- ▶ 文書送付や戸別訪問による所有者への耐震化の必要性の啓発
- ▶ ホームページを活用した耐震診断の義務化、補助制度等の情報発信

○現状

特定緊急輸送道路等沿道建築物は32棟あるが、令和2年度末時点で、耐震診断が終了したものは23棟、耐震改修が完了したものは5棟に留まっている。32棟は全て非木造建築物であり、木造と比較して耐震化の費用が高額になることから、耐震化が困難となっているケースが見受けられる。

■図表 2-4 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の状況



(3) 耐震化の目標

①住宅

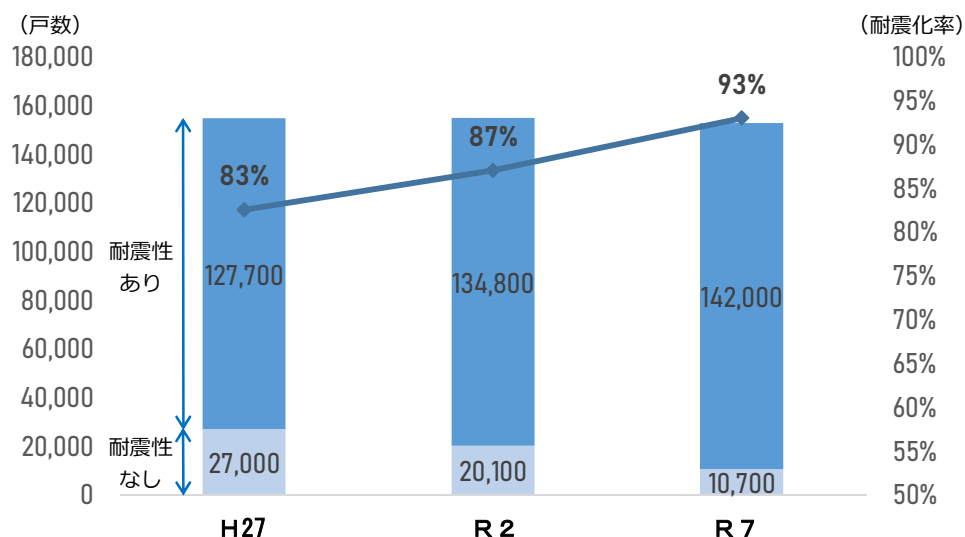
国の基本方針では、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としている。一方、県計画では、県内の耐震化の現状及び事業者数等の供給能力等を考慮し、令和2年度末までに85%、令和7年度末までに93%とすることを目標としている。

市計画では、本市の現状及び県計画を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

目標	令和2年度末：住宅の耐震化率を 87% とする。 令和7年度末：住宅の耐震化率を 93% とする。
----	--

この目標を達成するためには、平成 27 年度末で耐震性が不足していると推計される約 27,000 戸の既存住宅を約 10,700 戸とする必要がある。

■図表 2-5 住宅の耐震化の目標



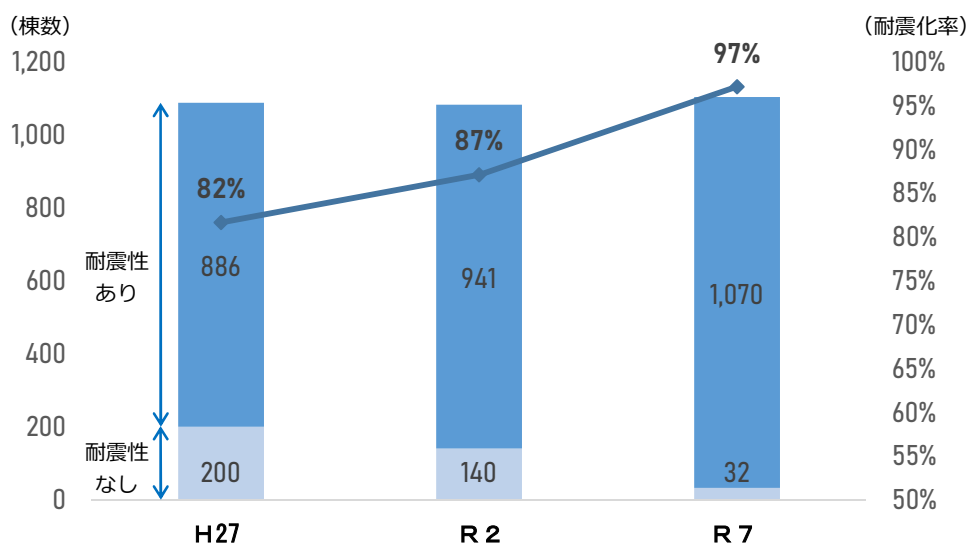
②多数の者が利用する建築物

県計画では、県内の耐震化の現状及び事業者数等の供給能力等を考慮し、令和 2 年度末までに 93%、令和 7 年度末までに 97%とすることを目標としている。

市計画では、本市の現状及び県計画を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

目標	令和 2 年度末：多数の者が利用する建築物の耐震化率を 87% とする。 令和 7 年度末：多数の者が利用する建築物の耐震化率を 97% とする。
----	--

■図表 2-6 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



③緊急輸送道路等沿道建築物

緊急輸送道路等は、震災直後の救急・救命活動や支援物資の輸送のため、沿道の建築物の倒壊により道路の閉塞がないようにすることが必要不可欠である。

現在指定されている特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の目標は、県計画及び現時点での耐震化の状況を踏まえ、以下のとおりとする。



特定緊急輸送道路等

目標	令和7年度末：特定緊急輸送道路等沿道建築物の 15棟 の耐震化 (うち4棟は全閉塞を起こす建築物※)
----	--

※全閉塞を起こす建築物：前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

3 建築物の耐震化の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、耐震化を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

市は、そのための情報提供や啓発を行うとともに、耐震化を行いやすい環境の整備や耐震化に伴う経費の負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を講じていくことを基本的な取組方針とする。

(2) 住宅の耐震化の促進を図るための取組

①アクションプログラム

住宅の耐震化を加速するため、高知市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(資料編4)に定める取組によって耐震化の推進を図る。同プログラムに定める取組は毎年度実施し、実施状況を把握・検証のうえ公表し、必要に応じて見直しを図りながら進めて行く。

②木造住宅耐震診断士の派遣

木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し、無料で耐震診断士を派遣することで、住宅の耐震性の実態の把握及び耐震化へのきっかけをつくる。昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅の耐震診断をモデル的に実施し、検証を行う。

③住宅耐震改修費等の助成

住宅の耐震設計及び耐震改修工事に係る費用の助成を行うことで、所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促進する。

また、これまでに補助金を直接設計・施工業者に支払いを可能とする代理受領制度や改修工事費の補助限度額の上乗せ等、所有者の負担軽減となる制度の拡充を行ってきた。令和5年度からは新たに、築40年以上経過し、建替え期が到来した木造住宅の除却工事に係る費用の助成を行うことで、更なる耐震化の促進を図る。

④耐震相談・パネル展示

不特定多数の市民に耐震化の必要性や耐震診断に関心を持ってもらうよう、多数の人が集まる場所での耐震相談ブースの設置及びパネル展示を実施する。



耐震相談・パネル展示の様子

⑤戸別訪問

住宅の耐震化を促進するためには、所有者が耐震化の必要性について認識することが重要である。戸別訪問により、所有者に対して耐震診断をはじめとする耐震化の必要性及び有効性について啓発を行うとともに、補助制度の周知を図る。

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化を図るための取組

① アンケート調査による耐震化の状況把握

多数の者が利用する建築物の所有者に対するアンケート調査を定期的実施し、耐震化の状況の実態把握に努める。

② 定期報告制度に併せた耐震化の情報提供・啓発

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るために、建築基準法第 12 条に規定する定期報告の対象建築物については、定期報告に併せた耐震化の情報提供及び啓発を行う。

③ 耐震性に係る表示制度の普及

建築物の所有者は、当該建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けて、建築物や広告等に「基準適合認定建築物」のマークを表示することができる。

この制度は、建築物の建築時期・規模・用途にかかわらず、全ての建築物が対象であるが、多数の者が利用する建築物の所有者がこの表示制度を活用し、その建築物の安全性を利用者に情報提供することは、耐震化の機運を高めることに特に有効である。このため、多数の者が利用する建築物の所有者に対して表示制度の普及に努める。



基準適合認定建築物マーク

(4) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を図るための取組

① 特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の支援

特定緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の促進を図るため、耐震診断、耐震設計、耐震改修（建替え、除却を含む）の費用を助成する。

② 情報提供・啓発

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の促進には、建築物の所有者に、緊急輸送道路の機能や役割・重要性を認識してもらう必要があり、戸別訪問や啓發文書の送付等により、これまで以上の情報提供・啓発を行う。

③ 新たな緊急輸送道路等の指定の検討

現在、県が指定している特定緊急輸送道路等は、県全体の広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保する視点から指定したものである。市の災害対策本部と避難所を結ぶ道路等については、関係部局と協議をしながら、新たな緊急輸送道路等の指定に向けた検討を行う。

(5) 防災拠点建築物の耐震化を図るための取組

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、県が県計画に記載した防災拠点建築物（資料編5）は、耐震診断の実施とその診断結果の報告が義務付けられる。

所有者の意見聴取等により、防災拠点としての機能を確保することや防災拠点として活動するための災害協定等の条件が整った防災拠点施設については、防災拠点建築物として県計画に記載するよう県に要望する。

また、防災拠点建築物の耐震化の促進を図るため、耐震化に必要な費用を助成し、防災力の向上を図る。



民間の防災拠点建築物

(6) 耐震改修促進法による指導・助言

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物の所有者に当該建築物の耐震化の努力義務が定められている。

市は、既存耐震不適格建築物の耐震化に向けて、必要に応じ、当該建築物の所有者に対する指導・助言を行う。

(7) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断が義務付けされた建築物の耐震診断結果は、ホームページにて公表を行い市民に情報提供を行う。

また、公表後に耐震改修や解体等で状況が変わった場合は、すみやかに公表内容にその旨を付記し、耐震化に取り組んだ建築物所有者が不利となることのないよう配慮する。

(8) 県・建築関係団体との連携

県では、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県・市町村・建築関係団体等により構成される「高知県既存建築物耐震対策推進協議会」を設置している。

推進協議会を活用し、既存建築物の耐震性の向上のための連絡調整及び応急危険度判定の実施体制整備を行うことで、既存建築物の地震に対する安全性の向上及び余震による二次災害の防止を図る。

(9) 自主防災組織等との連携

次の南海トラフ地震では、強い揺れや津波により市内全域で甚大な被害が想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

このため、津波からの迅速な避難や住宅耐震化、ブロック塀の安全対策等が地域全体での取組となるよう、自主防災組織に働きかけるとともに、積極的な情報提供等により自主防災活動を支援する。

4 地震に対する啓発・知識の普及

(1) 地震・津波ハザードマップの公表

平成 24 年に県は「【高知県版第 2 弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を公表した。この内容を受けて、市は、市内において発生するおそれがある地震の揺れの大きさや、津波による浸水深・範囲を示した「高知市地震・津波ハザードマップ」を作成し公表した。

これらのハザードマップをホームページ等で市民に情報提供することにより、いざという時にどうしたらいいのか、どこを通して避難をするのか等、地域や家庭で話し合うきっかけをつくり、防災意識の向上に努める。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

耐震診断や耐震改修等、建築物の耐震化の相談に適切に対応するため、県・市・建築関係団体における耐震相談窓口業務の内容を明確にするとともに、その内容をさらに充実させる。

これらの相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供等を行う。

■図表 4-1 耐震相談窓口一覧

名称（連絡先）	相談内容
住宅耐震相談センター TEL 088-825-1240	住宅の耐震化の補助事業等の支援制度に関すること 住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修に関する専門的な相談
(一社)高知県建築士事務所協会 TEL 088-825-1231	建築物の耐震化に関する専門的な相談、住宅の耐震診断、耐震設計、建築物の設計に関する無料相談
(公社)日本建築家協会四国支部 高知地域会 TEL 088-856-7898	住宅の耐震診断、耐震設計、建築物の設計に関する無料相談
(公社)高知県建築士会 TEL 088-822-0255	住宅の耐震診断、耐震設計、建築物の設計に関する無料相談
(一社)高知県建設業協会 建築部会 TEL 088-824-6171	耐震改修施工会社（工務店等）の紹介等
(一社)高知県中小建築業協会 TEL 088-821-6534	住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修に関する無料相談 耐震改修施工会社（工務店等）の紹介等
(公財)住宅リフォーム紛争処理支援センター TEL 0570-016-100	住まいのことならなんでも無料相談

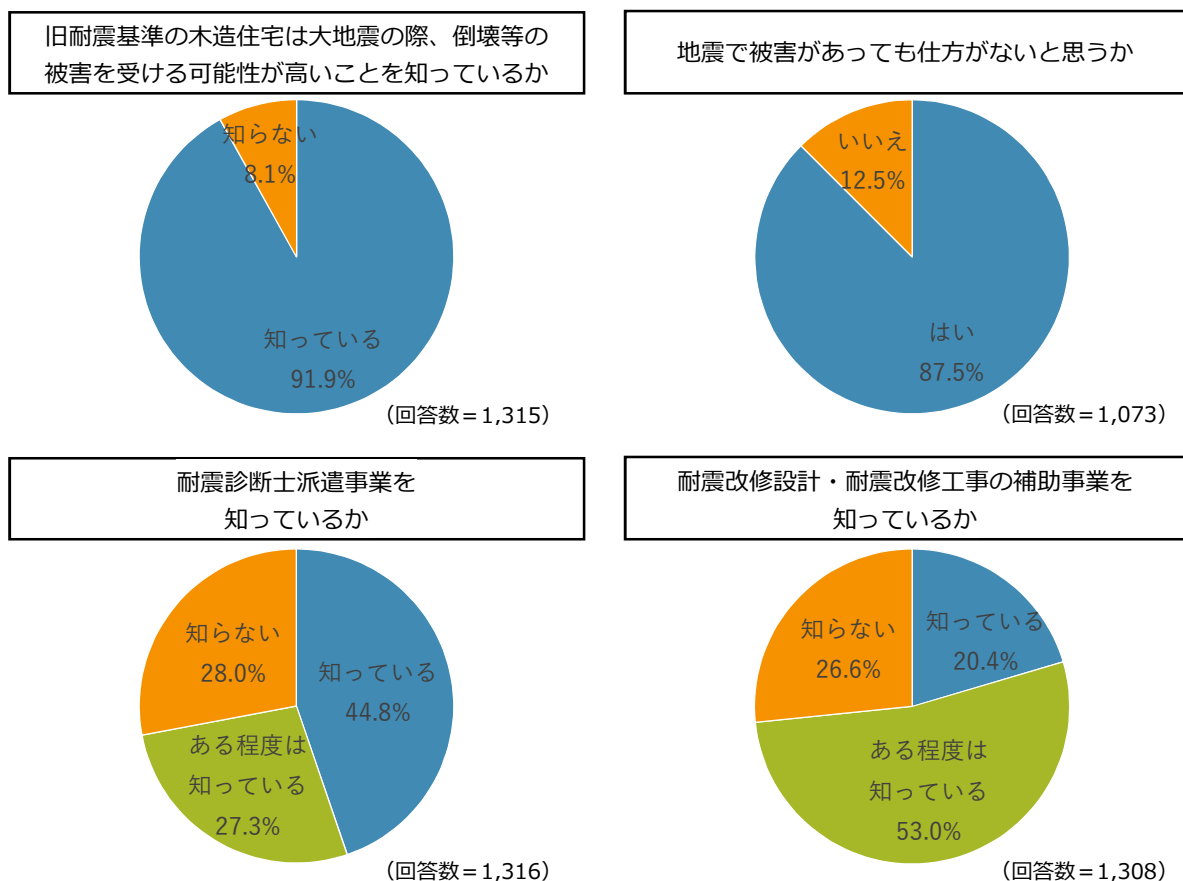
(3) 耐震化に関する意識の啓発

耐震診断を実施していない旧耐震基準の木造住宅の所有者を対象としたアンケートの調査結

果によると、旧耐震基準の木造住宅が大地震の際に倒壊等の被害を受ける可能性が高いことを認識している人は91.9%であるが、地震で被害があっても仕方がないと思っている人が87.5%となっている。また、耐震化に関する補助制度を知っている人は約70%であり、補助制度の周知がまだまだ十分とはいえない。

このため、戸別訪問、パンフレット・ホームページ・広報紙等の様々な広報媒体を活用し、建築物の所有者等が、耐震化を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう啓発をしていくとともに、補助制度の周知を図る。

■図表 4-2 耐震化に関するアンケートの調査結果



(4) 地震保険の加入促進

地震により家屋が倒壊等の被害を受けた者の多くは、多額の負債をかかえることになる。自身の財産の保護と早期の復興のためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報等により地震保険の加入の促進に努める。

(5) 税制優遇措置に関する情報発信

耐震改修を実施した場合、所得税の特別控除や固定資産税の減免措置が受けられる。市の補助制度を活用し耐震改修を行った所有者に対しては、これらの優遇措置について情報発信するとともに、減免措置の申請に必要な申請書をあらかじめ送付することにより、優遇措置の手続が円滑に進むよう事務の効率化を図る。

5 地震に対する総合的な安全対策

地震による人的被害を防止するためには、建築物の耐震化だけではなく、建築物の内外における落下物対策等が必要となる。このため、以下のとおり地震に対する総合的な安全対策に取り組むものとする。

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

これまでの地震において、ブロック塀等の倒壊による被害は繰り返し起こっており、積極的に倒壊防止対策に取り組む必要がある。

既存ブロック塀等の安全性確保のために、日頃の点検の重要性をホームページやパンフレットを活用して啓発し、危険性の高いブロック塀等の改善につなげていく。

また、以下の道路をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として指定し、避難路に面した危険性の高いブロック塀等の撤去又は安全な塀への改修の支援を行う。

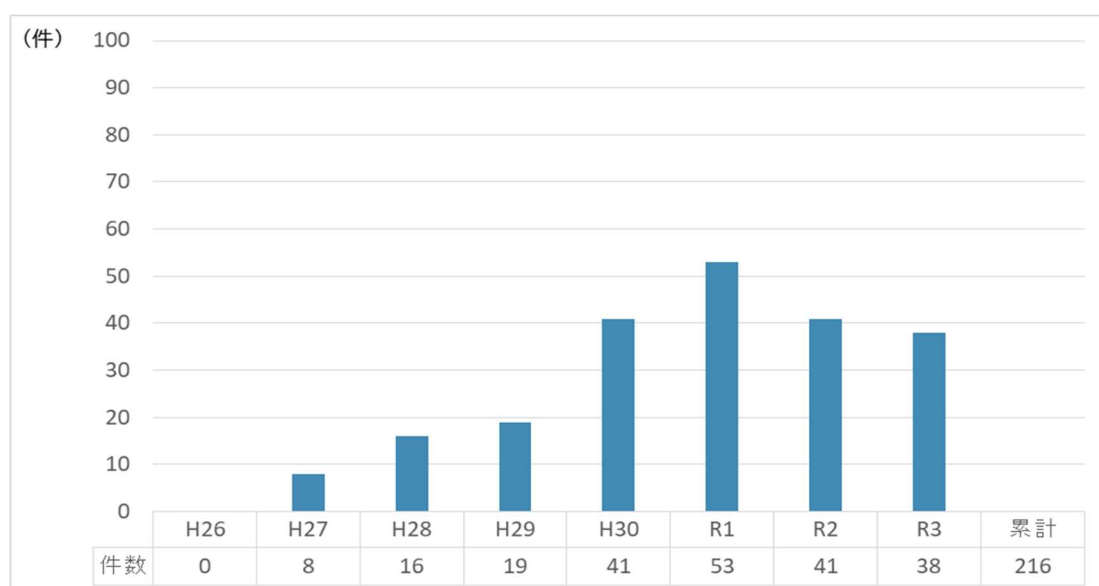


ブロック塀の倒壊の様子

ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

- ▶ 高知市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路
- ▶ 高知市津波避難計画に位置付けられた避難路
- ▶ 建築基準法第 42 条に規定する道路
- ▶ 高知市道
- ▶ 高知県道
- ▶ 臨港道路（港湾法第 2 条第 5 項第 4 号）

■図表 5-1 ブロック塀等の改修補助実績



(2) 土砂災害特別警戒区域における土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等への対策

土砂災害特別警戒区域に存在する住宅について、地震時の土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の災害対策として、既存住宅への一定の耐力を有する外壁改修または塀等の設置に係る工事や土砂災害特別警戒区域外への移転等に要する経費の支援を行う。

(3) 窓ガラス・外壁等の落下防止対策

地震時における建築物の窓ガラス飛散、外装タイルの剥落、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、建築物所有者に落下防止対策の重要性を周知し、日頃の点検の重要性を継続的に啓発する。

(4) 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策

平成 23 年に発生した東日本大震災では、体育館や商業施設等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が生じ、死傷者が発生した施設もあった。このような被害状況を踏まえ、建築基準法施行令等の改正により、新築等を行う建築物における特定天井（高さ 6 m 超かつ水平投影面積 200 m² 超の吊り天井等）について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。



体育館における天井の脱落の様子
出典：（一財）日本建築防災協会

市の施設では、既存建築物の天井の脱落防止対策の工事を進めており、民間の施設についても建築基準法に基づく定期報告や防災査察により、必要なものは是正に向けた指導を行う。

(5) エレベーターの閉じ込め等防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し最寄り階に停止し、ドアを開放する装置等の地震対策がなされていないエレベーターの所有者に対し、その重要性を啓発し普及を促進する。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認され、平成 26 年の建築基準法施行令の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確にされたことから、既存エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行う。

(6) 家具等の転倒防止対策

個人住宅における家具・家電や事業所等の書棚等の転倒防止対策を推進するため、本市広報紙、SNS 及び学習会等を通じて啓発を実施する。また、家具等に転倒防止器具の取付けを行う世帯に対する支援を実施する。

資 料 編

- 1 用語の定義
- 2 多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の規模要件
- 3 特定緊急輸送道路等一覧
- 4 高知市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- 5 防災拠点建築物一覧
- 6 市の耐震関係補助制度

1 用語の定義

旧耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法の耐震基準
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物（昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（耐震改修促進法施行令第 3 条各号に該当する場合を除く。）に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。）
住宅	建て方（一戸建て・長屋・共同住宅）、種類（専用・併用）、利用関係（持家・貸家・分譲住宅等）を問わず、居住世帯のある住宅全般
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第14条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第 3 条に規定されている不特定多数の者等が利用する大規模建築物（耐震不明建築物に限る。）
防災拠点建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項 1 号の規定に基づき、県が耐震改修促進計画で指定する、地震時における応急対策活動の拠点となる建築物や避難所となる施設等（耐震不明建築物に限る。）
特定緊急輸送道路等沿道建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定高さを超える耐震不明建築物
一般緊急輸送道路等沿道建築物	耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号又は第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物
緊急輸送道路等沿道建築物	特定緊急輸送道路等沿道建築物及び一般緊急輸送道路等沿道建築物
要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物及び特定緊急輸送道路等沿道建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

2 多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の規模要件

用 途		多数の者が利用する 建築物の要件	要緊急安全確認大規模 建築物の要件
学 校	小中学校、義務教育学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 3,000 ㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000 ㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1,000 ㎡以上	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場等その他これらに類 する運動施設		3階以上かつ1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム他 これらに類するもの		2階以上かつ1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センター他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他 これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行他これらに類す るサービス業を営む店舗			3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			
保健所、税務署他これらに類する公益上必要な 建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建 築物			

3 特定緊急輸送道路等一覧

○報告期限が平成 31 年 3 月 31 日の特定緊急輸送道路等

路線名	区間
国道 33 号	升形交差点～いの IC
県道 38 号高知土佐線	国道 33 号との交差点～国立病院機構高知病院
県道 376 号高知南インター線	高知南 IC～高知新港入口
県道 14 号春野赤岡線	高知新港入口～県道 35 号桂浜宝永線との交差点
県道 35 号桂浜宝永線	県道 14 号春野赤岡線との交差点～県道 278 号弘岡下種崎線との交差点
県道 278 号弘岡下種崎線	県道 35 号桂浜宝永線との交差点～高知市道三里 347 号線との交差点
高知市道三里 347 号線	県道 278 号弘岡下種崎線との交差点～海里マリン病院

○報告期限が令和 2 年 3 月 31 日の特定緊急輸送道路等

路線名	区間
県道 44 号高知北環状線	国道 33 号との交差点（高知市西塚ノ原）～高知赤十字病院（平成 31 年度移転予定先）
国道 33 号	升形交差点～グランド通交差点
高知市道高知街 12 号線	国道 33 号との交差点（グランド通）～高知市道高知街 2 号線との交差点
高知市道高知街 2 号線	高知市道高知街 12 号線との交差点～高知県庁本庁舎
高知市道高知街 2 号線	高知市道高知街 12 号線との交差点～高知市道高知街 10 号線との交差点
高知市道高知街 10 号線	高知市道高知街 2 号線との交差点～高知市道高知街 8 号線との交差点
高知市道高知街 8 号線	高知市道高知街 10 号線との交差点～高知市道高知街 86 号線との交差点
高知市道高知街 86 号線	高知市道高知街 8 号線との交差点～高知県警察本部

※特定緊急輸送道路等のうち、市内で緊急輸送道路等沿道建築物が存在するもののみ抜粋

4 高知市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

高知市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 取組目的

- ・住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。

- ・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

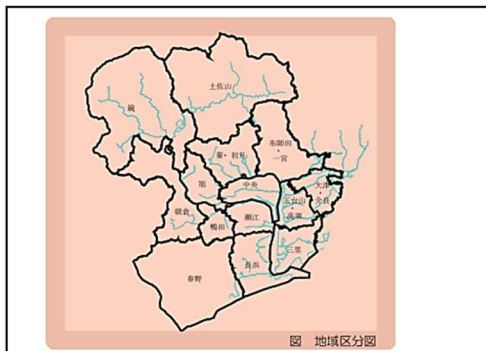
2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、高知市の耐震住宅化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：高知市全域

○对象住宅

- ・平成12年5月以前に建築された木造住宅



平成31年度(令和元年度)まで:秦・一宮・五台山地区等の戸別訪問
DM送付済 2～4年度:各地域 5年度:長浜・三里
DM送付予定 6年度:診断済の未改修及び未診断の対象者
DM送付予定 7年度:中央・錦・土佐山 8年度:潮江

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間:平成30年度～令和8年度(9年間)

[illegible]

4. 取組内容

- (1) 診断未実施の住宅所有者に対する啓発
①地域毎に診断未実施の住宅所有者を抽出し、耐震啓発のお知らせ文書を発送する。
②文書到着後による問い合わせ件数等を記録・整理する。

- (2) 診断を受けた住宅所有者に対する啓発口
- ①耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明する。
 - ②診断実施済の住宅所有者に対し、補助金内容についてのお知らせ文書を発送する。

- (3)事業者育成・事業者情報の提供□

- ①事業者育成講習会の実施
②登録事業者一覧の掲載
③電話相談窓口を開設

- (4)その他の普及啓発活動

- DM発送と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。
- ①戸別訪問 ②住宅耐震啓発パンフレットの配布
③住民説明会・出前講座 ④耐震啓発関係イベントへの参加
⑤広報紙による周知 ⑥出席者が限定されない住民説明会・セミナー・展示

5. 関係団体との連携

高知市防災部・高知県住宅・建築物耐震改修支援機関及び建築・防災関係団体等と連携して活動に取り組む。

6. 実績の公表

当該年度毎にDM発送数・戸別訪問・診断実績・改修実績を取りまとめて、当該年度末までに県に報告する。

実績の公表は、県が取りまとめ県のホームページで公表する。

5 防災拠点建築物一覽

(令和8年8月現在)

建築物の名称等	所在地	報告期限
高知市立朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1	平成 31 年 3 月 31 日
高知市木村会館	高知市旭町三丁目 121 番地	平成 31 年 3 月 31 日
高知市役所本庁舎	高知市本町五丁目 1 番 45 号	平成 31 年 3 月 31 日
高知県立武道館	高知市丸ノ内一丁目 8 番 3 号	平成 31 年 3 月 31 日
「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療支援者支援マニュアル」に位置付けられ、平成 26 年 9 月 5 日付けで県計画記載の同意が得られた民間の病院		平成 31 年 3 月 31 日
「高知県災害時医療救護計画」に位置付けられ、平成 27 年 5 月 13 日付けで県計画記載の同意が得られた民間の病院		平成 31 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられ、平成 27 年 4 月 23 日に県計画記載の同意が得られた民間の貸しビル		平成 31 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられ、平成 28 年 12 月 19 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場、貸しビル		令和 3 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、平成 29 年 2 月 8 日に県計画記載の同意が得られた民間のホテル		令和 3 年 3 月 31 日
梶谷公民館	高知市土佐山梶谷 1673 番地 3	令和 4 年 3 月 31 日
高川公民館	高知市土佐山高川 1276 番地 4	令和 4 年 3 月 31 日
中切公民館	高知市土佐山中切 902 番地 5	令和 4 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられ、平成 30 年 12 月 25 日に県計画記載の同意が得られた民間のホテル		令和 4 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、令和元年 6 月 12 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場		令和 6 年 3 月 31 日

「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、令和元年 6 月 12 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場		令和 6 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、令和元年 9 月 17 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場		令和 6 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、令和元年 12 月 9 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場		令和 6 年 3 月 31 日
西谷公民館	高知市布師田 1660 番地 1	令和 6 年 3 月 31 日
吉原公民館	高知市鏡狩山 95 番地	令和 6 年 3 月 31 日
高知市集落活動センター梅の木	高知市鏡梅ノ木 1236 番地 1	令和 6 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられる予定で、令和 2 年 11 月 19 日に県計画記載の同意が得られた民間の集会場		令和 6 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられ、令和 3 年 7 月 1 日に県計画記載の同意が得られた民間の病院		令和 7 年 3 月 31 日
「高知市地域防災計画」に位置付けられ、令和 6 年 1 月 25 日に県計画記載の同意が得られた民間の事務所		令和 9 年 3 月 31 日

6 市の耐震関係補助制度

(令和 8 年 8 月現在)

事業名	概要	対象建築物	補助金額
木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施	平成 12 年 5 月以前に建てられた木造住宅	個人負担無し
住宅耐震改修計画作成費補助事業	補強計画作成費への補助	昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた住宅	上限 20.5 万円
住宅耐震改修費補助事業	耐震補強工事費への補助	昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた住宅	上限 125 万円(工事費の 8 割)
木造住宅除却費補助事業	木造住宅除却工事費への補助	昭和 56 年 5 月以前に建築され、診断等で耐震性の不足が確認できた木造住宅	上限 30 万円(工事費の 23%又は 2.2 万円×面積×23%のいずれか低い額)
ブロック塀等耐震対策補助事業	避難路沿いの危険なブロック塀の撤去・改修への補助	塀の点検表で危険性が高いと判定されたもの	上限 20.5 万円(工事費の 2/3 又は 8 万円×塀の長さ(m)×2/3 のいずれか低い額)
老朽住宅等除却補助事業	避難路沿い又は住宅等が立ち並ぶ地域にある老朽化して危険な空き家等建築物の除却への補助	昭和 56 年 5 月以前に建てられた建築物で老朽度測定基準による評点が 100 点以上	上限 164.5 万円(工事費の 8 割又は 2.2 万円×面積×8 割のいずれか低い額)
建築物耐震対策緊急促進補助事業	耐震化が義務付けられた建築物の耐震化への補助	昭和 56 年 5 月以前に建てられた建築物で耐震改修促進法により義務付けられたもの	用途・面積等による(補助限度額あり)
中山間地域防災拠点施設耐震対策促進事業	中山間地域防災拠点施設の耐震化への補助	昭和 56 年 5 月以前に建てられた建築物で耐震改修促進法により義務付けられたもの	床面積等による(補助限度額あり)

家具等転倒防止対策 支援事業	委託業者を派遣し、家具 等への転倒防止器具の取 付けを支援	要件なし	個人負担なし (ただし転倒防止器具の 費用は個人負担)
-------------------	-------------------------------------	------	-----------------------------------

高知市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月	初版	第 1 期計画
平成 24 年 7 月	第 1 期計画	一部改正
平成 28 年 3 月	第 1 期計画	一部改正
平成 31 年 3 月	全面改定	第 2 期計画
令和 4 年 3 月	第 2 期計画	一部改正
令和 4 年 9 月	第 2 期計画	一部改正
令和 5 年 4 月	第 2 期計画	一部改正
令和 8 年 8 月	第 2 期計画	一部改正

高知市 都市建設部 建築指導課

〒780-8571 高知市本町五丁目 1-45

電話 088-823-9470 FAX 088-823-9454

E-mail kc-171300@city.kochi.lg.jp